

危険物の規制に関する政令

(届出を要する物質の指定)

第1条の10 法第9条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の政令で定める物質は、次の各号に掲げる物質で当該各号に定める数量以上のものとする。

- (1) 圧縮アセチレンガス 40キログラム
 - (2) 無水硫酸 200キログラム
 - (3) 液化石油ガス 300キログラム
 - (4) 生石灰（酸化カルシウム80パーセント以上を含有するものをいう。）500キログラム
 - (5) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条第1項に規定する毒物のうち別表第1の上（左）欄に掲げる物質 当該物質に応じそれぞれ同表の下（右）欄に定める数量
 - (6) 毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物のうち別表第2の上（左）欄に掲げる物質 当該物質に応じそれぞれ同表の下（右）欄に定める数量
- 2 法第9条の3第1項ただし書（同条第2項において準用する場合を含む。）の政令で定める場合は、高压ガス保安法（昭和26年法律第204号）第74条第1項、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第47条の5第1項又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第87条第1項の規定により消防庁長官又は消防長（消防本部を置かない市町村にあっては、市町村長）に通報があった施設において液化石油ガスを貯蔵し、又は取り扱う場合（法第9条の3第2項において準用する場合にあっては、当該施設において液化石油ガスの貯蔵又は取り扱いを廃止する場合）とする。

危険物の規制に関する政令第1条の10（別表第1、別表第2）

別表第1（第1条の10関係）毒物

(1) シアン化水素	30kg
(2) シアン化ナトリウム	30kg
(3) 水銀	30kg
(4) セレン	30kg
(5) ひ素	30kg
(6) ふつ化水素	30kg
(7) モノフルオール酢酸	30kg
(8) 前各項に掲げる物質のほか、水又は熱を加えること等により、人体に重大な障害をもたらすガスを発生する等消火活動に重大な支障を生ずる物質で総務省令で定めるもの	総務省令で定める数量

別表第2（第1条の10関係）劇物

(1) アンモニア	200kg
(2) 塩化水素	200kg
(3) クロルスルホン酸 200kg	200kg
(4) クロルピクリン 200kg	200kg
(5) クロルメチル 200kg	200kg
(6) クロロホルム 200kg	200kg
(7) けいふつ化水素酸 200kg	200kg
(8) 四塩化炭素 200kg	200kg
(9) 臭素	200kg
(10) 発煙硫酸	200kg
(11) ブロム水素	200kg
(12) ブロムメチル	200kg
(13) ホルムアルデヒド	200kg
(14) モノクロル酢酸	200kg
(15) よう素	200kg
(16) 硫酸	200kg
(17) りん化亜鉛	200kg
(18) 前各項に掲げる物質のほか、水又は熱を加えること等により、人体に重大な障害をもたらすガスを発生する等消火活動に重大な支障を生ずる物質で総務省令で定めるもの	総務省令で定める数量

危険物の規制に関する政令別表第1及び同令別表第2の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令

危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）別表第1及び同令別表第2の規定に基づき、危険物の規制に関する政令別表第1及び同令別表第2の自治省令で定める物質及び数量を指定する省令を次のように定める。

（危険物の規制に関する政令別表第1の総務省令で定める物質及び数量）

第1条 危険物の規制に関する政令別表第1の上（左）欄に掲げる総務省令で定める物質は、次の表の上（左）欄に掲げる物質とし、同令別表第1の下（右）欄に定める総務省令で定める数量は、次の表の下（右）欄に定める数量とする。

(1) 塩化ホスホリル及びこれを含有する製剤	30kg
(2) 五塩化りん及びこれを含有する製剤	
(3) 三塩化ほう素及びこれを含有する製剤	
(4) 三塩化りん及びこれを含有する製剤	
(5) 三ふつ化ほう素及びこれを含有する製剤	
(6) シアン化水素を含有する製剤	

(7) シアン化ナトリウムを含有する製剤	
(8) シアン化亜鉛及びこれを含有する製剤	
(9) シアン化カリウム及びこれを含有する製剤	
(10) シアン化銀及びこれを含有する製剤	
(11) シアン化第一金カリウム及びこれを含有する製剤	
(12) シアン化第一銅及びこれを含有する製剤	
(13) シアン化第二水銀及びこれを含有する製剤	
(14) シアン化銅酸カリウム及びこれを含有する製剤	
(15) シアン化銅酸ナトリウム及びこれを含有する製剤	
(16) 二・三ージシアノー・四ージチアアントラキノン (別名ジチアノン) 及びこれを含有する製剤 (二・三ージシアノー・四ージチアアントラキ ノン 50%以下を含有するものを除く。)	30 kg
(17) 塩化第二水銀及びこれを含有する製剤	
(18) 酸化第二水銀及びこれを含有する製剤 (酸化第二水銀 5%以下を含有す るものを除く。)	
(19) 硫セレン化カドミウム及びこれを含有する製剤	
(20) 亜ひ酸及びこれを含有する製剤	
(21) 三塩化ひ素及びこれを含有する製剤	
(22) ひ化水素及びこれを含有する製剤	
(23) ひ酸及びこれを含有する製剤	
(24) ふつ化水素を含有する製剤	
(25) ヘキサシス (β ・ β -ジメチルフェネチル) ジスタンノキサン (別名酸 化フェンブタスズ) 及びこれを含有する製剤	
(26) ホスゲン及びこれを含有する製剤	
(27) メチルメルカプタン及びこれを含有する製剤	
(28) モノフルオール酢酸ナトリウム及びこれを含有する製剤	
(29) りん化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤	
(30) りん化水素及びこれを含有する製剤	

(危険物の規制に関する政令別表第2の総務省令で定める物質及び数量)

第2条 危険物の規制に関する政令別表第2の上(右)欄に掲げる総務省令で定める物質は、
次の表の上(左)欄に掲げる物質とし、同令別表第2の下(右)欄に定める総務省令で定め
る数量は、次の表の下(右)欄に定める数量とする。

(1) 塩化亜鉛	
(2) 酢酸亜鉛	
(3) 硫酸亜鉛	
(4) りん酸亜鉛	200 kg

(5) アクリルアミド及びこれを含有する製剤	
(6) 五塩化アンチモン及びこれを含有する製剤	
(7) 三塩化アンチモン	
(8) 酒石酸アンチモニルカリウム及びこれを含有する製剤	
(9) アンモニアを含有する製剤 (アンモニア 30%以下を含有するものを除く。)	
(10) 一水素二ふつ化アンモニウム及びこれを含有する製剤	
(11) エチレンオキシド及びこれを含有する製剤	
(12) 塩化水素を含有する製剤 (塩化水素 36%以下を含有するものを除く。)	
(13) 塩素	
(14) オキシ三塩化バナジウム及びこれを含有する製剤	
(15) 酸化カドミウム	
(16) 硝酸カドミウム	
(17) 硫化カドミウム	
(18) クロム酸亜鉛カリウム及びこれを含有する製剤	
(19) クロム酸ストロンチウム及びこれを含有する製剤	
(20) クロム酸鉛及びこれを含有する製剤 (クロム酸鉛 70%以下を含有するものを除く。)	200kg
(21) 四塩基性クロム酸亜鉛及びこれを含有する製剤	
(22) クロルピクリンを含有する製剤	
(23) クロルメチルを含有する製剤 (容量 300ミリリットル以下の容器に収められた殺虫剤であって、クロルメチル 50%以下を含有するものを除く。)	
(24) クロロアセチルクロライド及びこれを含有する製剤	
(25) ニーコロロニトロベンゼン及びこれを含有する製剤	
(26) 四ークロロー二ーフルオロー五一[(R S)-(二・二・二ートリフルオロエチル)スルフィニル]フェニル=五一[(トリフルオロメチル)チオ]ペンチル=エーテル(別名フルベンチオフェノックス)及びこれを含有する製剤	
(27) けいふつ化水素酸を含有する製剤	
(28) けいふつ化カリウム及びこれを含有する製剤	
(29) けいふつ化ナトリウム及びこれを含有する製剤	
(30) けいふつ化マグネシウム及びこれを含有する製剤	
(31) 五酸化バナジウム (溶融した五酸化バナジウムを固形化したものと除く。) 及びこれを含有する製剤 (五酸化バナジウム (溶融した五酸化バナジウムを固形化したものと除く。) 10%以下を含有するものを除く。)	
(32) 三塩化アルミニウム及びこれを含有する製剤	

(33) シアナミド及びこれを含有する製剤(シアナミド10%以下を含有するものを除く。)	
(34) 二・三ージシアノー・四ージチアアントラキノン(別名ジチアノン) 50%以下を含有する製剤	
(35) 四塩化炭素を含有する製剤。	
(36) ジメチルアミン及びこれを含有する製剤(ジメチルアミン50%以下を含有するものを除く。)	
(37) 塩化第一すず	
(38) 塩化第二すず	
(39) 硫酸第一すず	
(40) 塩化第一銅	
(41) 塩化第二銅	
(42) 硫酸銅	
(43) 一酸化鉛	
(44) 塩基性けい酸鉛	
(45) けい酸鉛	
(46) 酢酸鉛	
(47) 三塩基性硫酸鉛	
(48) シアナミド鉛	
(49) ステアリン酸鉛	
(50) 鉛酸カルシウム	
(51) 二塩基性亜硫酸鉛	200kg
(52) 二塩基性亜りん酸鉛	
(53) 二塩基性ステアリン酸鉛	
(54) 二酸化鉛	
(55) 塩化バリウム	
(56) カルボン酸のバリウム塩	
(57) 水酸化バリウム	
(58) 炭酸バリウム	
(59) チタン酸バリウム	
(60) ふつ化バリウム	
(61) メタホウ酸バリウム	
(62) ピロカテコール及びこれを含有する製剤	
(63) オルトフェニレンジアミン	
(64) メタフェニレンジアミン	
(65) ブロム水素を含有する製剤	
(66) ブロムメチルを含有する製剤	

(67) 一ーブロモー三ークロロプロパン及びこれを含有する製剤	
(68) ほうふつ化水素酸	
(69) ほうふつ化カリウム	

(70) ホルムアルデヒドを含有する製剤（ホルムアルデヒド1%以下を含有するものを除く。）	
(71) メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤	
(72) メチルアミン及びこれを含有する製剤（メチルアミン40%以下を含有するものを除く。）	
(73) ニーメチリデンブタン二酸（別名メチレンコハク酸）及びこれを含有する製剤	200kg
(74) 四ーメチルベンゼンスルホン酸及びこれを含有する製剤（四ーメチルベンゼンスルホン酸5%以下を含有するものを除く。）	
(75) 硫酸を含有する製剤（硫酸60%以下を含有するものを除く。）	
(76) りん化亜鉛を含有する製剤（りん化亜鉛1%以下を含有するものを除く。）	

※令和7年3月1日から「四ークロロー二ーフルオロー五一[(R S)-(二・二・二-トリフルオロエチル)スルフィニル]フェニル=五一[(トリフルオロメチル)チオ]ペンチル=エーテル(別名フルペンチオフェノックス)及びこれを含有する製剤」が危険物の規制に関する政令別表第2の総務省令で定める物質及び数量に追加されます。